



2025年3月31日

各位

会社名 セーラー万年筆株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村 光
(コード番号 7992 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 木村 孝
(TEL 03-6670-6601)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるプラス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2024年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
プラス株式会社	親会社	57.88	—	57.88	なし

2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け

プラス株式会社は、当社議決権の57.88%を所有する親会社であります。

同社は、オフィス家具・オフィスインテリア用品の製造・販売、文具・事務用品・OA・PC関連商品、事務機器の製造・販売、日用雑貨品、ソフトウェア、書籍の販売、インターネットを利用した上記商品の販売等の事業を行っております。

同社と当社は、販売チャネルの共有、技術・ノウハウの共有等による事業の発展、企業価値の向上等を目的に、2018年4月27日付で業務・資本提携契約を締結しております。また、同社と当社との間では製品卸売販売及び不動産賃借に関する取引があります。

人事面におきましては、当社の要請により同社から出向取締役1名、出向社員4名（文具事業は開発本部1名、海外営業部2名、ロボット機器事業は事業推進室1名）、顧問1名を受け入れております。なお、同社との役員の兼任はありません。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社とプラス株式会社は、当社の上場会社としての独立した意思決定を確保すること、並びにプラスグループ全体の内部統制システムの実効性確保・向上を目的として、事前協議事項や報告事項等を取り決めた経営管理契約を締結しております。当社は事業運営と取引の自主性を保っており、同社からの承認事項等の事業上の制約はありません。

なお、文具事業の国内営業をプラスグループの文具営業会社であるコーラス株式会社に委託し、販路の拡大と販売活動の効率化を図っております。

③親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、自らのグループ経営理念・経営方針に基づいた事業運営を行っており、プラス株式会社による事業上の制約はなく、当社役員への同社出向者の就任状況も独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されていると考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	プラス(株)	東京都港区	100,000 千円	オフィス家具 事務用品 製造・販売	(被所有) 直接 57.88%	業務・資 本提携 出資	経営管理契約	—	—	—
							当社製品の販売 (注)1	130,672	受取手形、売掛 金及び契約資産	64,858
							事務用備品購入	—	—	—
							受入出向社員 費用(注)2	35,610	未払金	3,004
							建物の賃貸 (注)3	16,116	前受金 受入保証金	1,443 7,839
							手数料	2,016	—	—
							資金の借入 (注)4	500,000	関係会社 短期借入金	500,000
							利息の支払 (注)4	849	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格等を勘案して交渉により決定しております。
 2. 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
 3. 近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上、賃貸料金額を決定しております。
 4. 同社グループ会社に適用されるプラスグループ基準金利によっております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

2022 年 5 月に新株予約権権利行使が行われ、プラス株式会社が当社の議決権比率 57.88%を有する親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。同社は当社の顧客であります。取引額は大きくありません。支配株主との取引に関しては、市場価格等を勘案して交渉により決定しており、独立社外取締役を含めた取締役会において、少数株主との利益相反に抵触する懸念について適切に審議・検討を行ってまいります。

以上